

『六戸町議会基本条例』評価シート（平成29・30・令和元年度）

	条 文	評 価 点	評 価 の 理 由	議会運営委員会での検証及び 議員全員協議会での協議結果
前 文	<p>六戸町議会は、六戸町の二元代表制の一翼を担う機関として、積極的な情報の公開と政策活動への多様な町民参加の推進を図り、自己研さんに努め、自由で活発な討議を行い、町長及び町行政機関との持続的な緊張関係の保持、公正・透明性の確保を遂行する決定機関である。</p> <p>議会は「町民憲章」の下、「恵みの大地と人が結び合う、やすらぎと感動の定住拠点・六戸」の実現に向け、水と緑の優れた自然や特色ある農業をはじめとする本町の特性・資源を最大限に生かして、人と人、町民と行政が協働して「暮らす場所」としての質の向上を目指し、活力と交流あふれるまちづくりと町民の幸せを願い、ここに最高規範となる条例を制定する。</p>	<p>平均点 3. 2 5</p> <p>記入者数 1 2 人</p> <p>合 計 3 9 点</p> <p>1点 0人 2点 0人 3点 10人 4点 1人 5点 1人</p> <p>未記入者 0人</p>	<p>○前文に謳われている事項を概ね実行されていると思う。</p> <p>○全体的には、行政機関との持続的な緊張関係は、保持できたので評価する。</p> <p>○前文は議員としての活動・心構え・目標であり、みなさんは常に意識をして行動されていると思う。</p> <p>○各地区、各種団体との意見交換会の開催などにより、町民参加の推進がはかれた。</p> <p>○積極的な情報の公開と政策活動への多様な町民参加の推進を図るは「議会だより」「意見交換会」等の活動で及第点。自己研鑽には自分自身あまり努めていないと思う。行政との緊張関係の保持、公正、透明性の確保はよくわからない。よって評価点は3とした。</p> <p>○全員協議会や住民との意見交換会などを行い、町民の意見を聞き、活力あるまちづくりを目指している。《対策》継続して、町民の意見を反映するため努力する。</p> <p>○二元代表制の一派を担う機関として、個々のその努力が見られる。今後の対策としては、さらに努力をしていく必要があると思う。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>
第 1 条	<p>（目的）</p> <p>この条例は、地方分権にふさわしい、議会運営の基本事項を定めることによって、町政の情報公開と町民参加を基本にした町民と共に歩む活力ある議会を目指し、郷土愛にあふれた豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>平均点 3. 4 2</p> <p>記入者数 1 2 人</p> <p>合 計 4 1 点</p> <p>1点 0人 2点 1人 3点 7人 4点 2人 5点 2人</p> <p>未記入者 0人</p>	<p>○情報公開は議会だより、町民参加は意見交換会と柱になるものはあるので、より質を向上させていければと思います。</p> <p>○町民と共に、豊かなまちづくりに取り組んでいる。《対策》継続していく。</p> <p>○前文に謳われている事項を概ね実行されていると思う。</p> <p>○情報公開という点においては、広報誌の充実などで評価出来るが、町民参加の点においては、不足している。</p> <p>○地方分権にふさわしい議会活動が、意見交換会等を通じできたと評価したい。平成29年度、30年度においては、全員協議会、各常任委員会、広報委員会、および定例会においてもおいて年間を通じ十分に開催され、また意見交換会、懇談会を通じ、これまで以上に課題や問題点を絞るまでに至ったことは評価するが、これらの課題に対し議員間討議や政策提言まで至らなかった。</p> <p>○積極的な情報の公開と政策活動への多様な町民参加の推進を図るは「議会だより」「意見交換会」等の活動で及第点。自己研鑽には自分自身あまり努めていないと思う。行政との緊張関係の保持、公正、透明性の確保はよくわからない。よって評価点は3とした。</p> <p>○情報公開はまずまずとして、町民参加は不十分。議会広報へのオブザーバーの参加</p> <p>○意見交換会などを通して、町民と共に歩む活力ある議会を目指して行動している。今後も工夫を凝らして継続しなければならない。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>

『六戸町議会基本条例』評価シート（平成29・30・令和元年度）

	条 文	評 価 点	評 価 の 理 由	議会運営委員会での検証及び 議員全員協議会での協議結果
第 2 条	<p>（議会の活動原則）</p> <p>議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、「公正、透明、信頼」を重んじ、町民参加を目指して活動する。</p>	<p>平均点 3.50</p> <p>記入者数 12人</p> <p>合計 42点</p> <p>1点 0人 2点 0人 3点 7人 4点 4人 5点 1人</p> <p>未記入者 0人</p>	<p>○議会だより等を通じて、広く町民にお知らせしている。《対策》町民が幅広い活動、行政参加が出来るように努力する。</p> <p>○（公正）遵守されていると思う。（透明）議会だより等で公表されており、会議の公開もある程度されている。（信頼）報告会・交換会は行なわれているが、要点をしぼり実施したほうが良い。</p> <p>○意見交換会を通じて活動している。</p> <p>○積極的な情報の公開と政策活動への多様な町民参加の推進を図るは「議会だより」「意見交換会」等の活動で及第点。自己研鑽には自分自身あまり努めていないと思う。行政との緊張関係の保持、公正、透明性の確保はよくわからない。よって評価点は3とした。（よくわからない）</p> <p>○自覚している。</p> <p>○公正は守られていると思う。透明は会議等は常に見れる環境にあるので問題はないのではないか。（町民の知る権利は守られている。）信頼については築きあげていくものなので、こちら側からもっと積極的に町民にアピールできればよいが。</p> <p>○平成29年度、30年度においては、全員協議会、各常任委員会、広報委員会、および定例会においてもおいて年間を通じ十分に開催され、また意見交換会、懇談会を通じ、これまで以上に課題や問題点を絞るまでに至ったことは評価するが、これらの課題に対し議員間討議や政策提言まで至らなかった。</p> <p>○意見交換会の開催</p> <p>○意見交換会が実施できているのでこのまま継続していけばいい。</p> <p>○公正、透明、信頼を常に重んじて、町民参加を目指して活動している。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>
	第3条第1項	<p>（議員の活動原則）</p> <p>議員は町民によって選挙された特別職の公務員である。従って、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないことを自覚して活動しなければならない。</p>	<p>平均点 3.58</p> <p>記入者数 12人</p> <p>合計 43点</p> <p>1点 0人 2点 1人 3点 5人 4点 4人 5点 2人</p> <p>未記入者 0人</p>	<p>○全体の奉仕者であることは自覚しているがどうしても自身の地域の声の代弁者になりがち。</p> <p>○自覚して行動している。</p> <p>○自覚して活動している。《対策》継続して活動する。</p> <p>○自覚して活動している。</p> <p>○全体の奉仕者であることの自覚を持ち、バランスよく質疑することを心がけたい。</p> <p>○十分に理解し、活動できたと思う。</p> <p>○全員での意見交換会等の開催</p> <p>○第3条関係総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会等で議員間討議をもっとすすめるべきと思う。 ・町民団体等の意見など幅ひろく把握し、政策提言にいかすべきである。 <p>○全体の奉仕者であることが自覚されている。</p> <p>○常に一部の奉仕者ではないことを自覚して活動している。</p>

『六戸町議会基本条例』評価シート（平成29・30・令和元年度）

	条 文	評 価 点	評 価 の 理 由	議会運営委員会での検証及び 議員全員協議会での協議結果
第3条第2項	<p>（議員の活動原則）</p> <p>議員は、議会が合議制の機関であることを認識し、多様な住民意思を反映した議員相互間の自由討議を推進しなければならない。</p>	<p>平均点 2.25</p> <p>記入者数 12人</p> <p>合 計 27点</p> <p>1点 2人 2点 5人 3点 5人 4点 0人 5点 0人</p> <p>未記入者 0人</p>	<p>○自由討議は推進されていると思う。</p> <p>○自由討議において、まだまだ不十分と思う。</p> <p>○議員間の自由討議はもっとなされるべきでは。各委員会で話しあわれた重要事項を全員協議会で話し合ってみては。</p> <p>○議員間討議については、意見交換会で話し合われた課題の整理で止まっており、議員相互の踏み込んだ討議がなされていない。</p> <p>○議員相互間の自由討議があまりされていない</p> <p>○意見交換会の検証</p> <p>○自由討議があまり行なわれていない。《対策》今後の課題である。</p> <p>○議員間の課題についての自由な討論がされていない。</p> <p>○自由な討論討議がなされていない。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>
第3条第3項	<p>（議員の活動原則）</p> <p>議員は、町政における課題全般について多様な住民意見を把握するとともに、政策水準を高めることに努めなければならない。</p>	<p>平均点 2.83</p> <p>記入者数 12人</p> <p>合 計 34点</p> <p>1点 1人 2点 2人 3点 8人 4点 0人 5点 1人</p> <p>未記入者 0人</p>	<p>○住民意見の把握はされていると思うが、政策水準を高めるほうもう少しと。</p> <p>○住民意見は、意見交換会で把握するものの、政策水準を高めたとは言い難い。</p> <p>○町民との対話の機会をもっと増やせればと思います。</p> <p>○執行部への提言等がなされていない。</p> <p>○住民意見の把握が少ない</p> <p>○一般質問で町政の課題を提言している。《対策》町民の声を反映させることが課題である。</p> <p>○意見交換会や、懇談会など住民意見を把握できたが、政策水準まではあと一歩と今後の課題として取り組んでいきたい。</p> <p>○住民意見を把握して一般質問されていると思う。</p> <p>○政策水準を高めている。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>

『六戸町議会基本条例』評価シート（平成29・30・令和元年度）

	条 文	評 価 点	評 価 の 理 由	議会運営委員会での検証及び議員全員協議会での協議結果
第4条第1項	<p>（町民参加及び町民との連携）</p> <p>議会は、議会の活動に関する情報公開に努め、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。</p>	<p>平均点 3.83</p> <p>記入者数 12人</p> <p>合 計 46点</p> <p>1点 0人 2点 0人 3点 5人 4点 4人 5点 3人</p> <p>未記入者 0人</p>	<p>○広報委員会等の活動は、高く評価したい。</p> <p>○広報委員会は立派に機能している。</p> <p>○情報公開に関しては議会だよりになるが十分伝わっているかはわからない。町民の方々が議会に何をもとめているのか対話を通して知っていききたい。</p> <p>○情報公開に努めている。《対策》継続していく。</p> <p>○議員みずからもいろんな所で情報をつたえ、地域住民、町民の声を聞くべきと思う。</p> <p>○広報誌での情報公開には努めているが、十分な説明責任においては、足りない</p> <p>○議会広報等を通じて説明されている。</p> <p>○「議会だより」「意見交換会」等の活動で及第点。</p> <p>○意見交換会の開催</p> <p>○議会だよりや意見交換会を通して町民への説明責任を果たしている。</p> <p>○責任は充分果たしている。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>
第4条第2項	<p>（町民参加及び町民との連携）</p> <p>議会は、すべての会議を原則公開するものとする。</p>	<p>平均点 4.33</p> <p>記入者数 12人</p> <p>合 計 52点</p> <p>1点 0人 2点 0人 3点 2人 4点 4人 5点 6人</p> <p>未記入者 0人</p>	<p>○公開はよくなされているが傍聴者を増やす（興味をもってもらう）活動も必要ではないか。</p> <p>○すべて会議は公開されている。</p> <p>○公開している。《対策》継続している。</p> <p>○すべての会議はなされていない。</p> <p>○本会議ばかりでなく、全員協議会、各委員会も傍聴者数がもっと多く来る方法を考えるべきと思う。</p> <p>○原則公開にしているから。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>

『六戸町議会基本条例』評価シート（平成29・30・令和元年度）

	条 文	評 価 点	評 価 の 理 由	議会運営委員会での検証及び議員全員協議会での協議結果
第4条第3項	<p>（町民参加及び町民との連携）</p> <p>議会は、委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を活用して、専門的または政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。</p>	<p>平均点 1. 9 2</p> <p>記入者数 1 2 人</p> <p>合 計 2 3 点</p> <p>1 点 3 人</p> <p>2 点 7 人</p> <p>3 点 2 人</p> <p>4 点 0 人</p> <p>5 点 0 人</p> <p>未記入者 0 人</p>	<p>○参考人制度・公聴会制度の活用が出来ていない。《対策》活用に努力する。</p> <p>○まだ、実行されていない。</p> <p>○よくわからない。</p> <p>○参考人制度及び公聴会制度の活用する場面がなく、残念でもある。今後は積極的に活用すべきと考える。</p> <p>○制度は活用されていないが、今後必要とするような討議がなされていけばよいと思う。</p> <p>○参考人制度や公聴会制度をまだ活用していない。</p> <p>○一度も行っていない。</p> <p>○本制度は活用されていないのでは。</p> <p>○参考人制度及び公聴会制度が活用されていない。</p> <p>○必要におおじて、制度を活用すべきである。</p> <p>○されていないと思われるから。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>
第4条第4項	<p>（町民参加及び町民との連携）</p> <p>議会は、請願及び陳情を「町民による政策提案と位置づける」とともに、その審議においては、これら提案者の意見・要望を聴く機会を設けるよう努めるものとする。</p>	<p>平均点 2. 3 3</p> <p>記入者数 1 2 人</p> <p>合 計 2 8 点</p> <p>1 点 3 人</p> <p>2 点 3 人</p> <p>3 点 5 人</p> <p>4 点 1 人</p> <p>5 点 0 人</p> <p>未記入者 0 人</p>	<p>○六戸町民からの請願・陳情は一度も行っていない。</p> <p>○この制度があることも町民の方々に理解してもらう必要があるのでは。</p> <p>○必要におおじて、提案者の意見も聴くべきと考える。</p> <p>○請願及び陳情は受けてはいるが、その審議に提案者から直接開く機会は無し。</p> <p>○請願及び陳情があったのか？</p> <p>○町民からの提案がない。</p> <p>○町民による政策提案が今のところない。《対策》活用に努力する。</p> <p>○議会運営委員会、各常任委員会ともよく取り組んでいると評価する。</p> <p>○されていないと思われるから。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>

『六戸町議会基本条例』評価シート（平成29・30・令和元年度）

	条 文	評 価 点	評 価 の 理 由	議会運営委員会での検証及び議員全員協議会での協議結果
第4条第5項	<p>（町民参加及び町民との連携）</p> <p>議会は広く、町民、各団体との議会報告会又は意見交換会を年2回以上開催し、議会の説明責任を果たすとともに、議会及び議員の政策能力を強化し、さらに政策提案を図るものとする。</p>	<p>平均点 3.58</p> <p>記入者数 12人</p> <p>合 計 43点</p> <p>1点 0人 2点 1人 3点 5人 4点 4人 5点 2人</p> <p>未記入者 0人</p>	<p>○意見交換会は定着し町民からの評価も高いと思うが、政策提言が行われるような形態にするには、検討が必要ではないか。</p> <p>○9月議会での改正内容について議論すべきでは。</p> <p>○意見交換会は年2回以上開催してきた。しかし、政策能力を強化して、政策提案するまでには、進化していない。</p> <p>○政策提言まではいたっていない。</p> <p>○意見交換会、議会報告会は、年2回行なわれた。《対策》継続していきたい。</p> <p>○平成29年度、30年度においては、意見交換会、懇談会を通じ、これまで以上に課題や問題点を絞るまでに至ったことは評価する。</p> <p>○政策能力の強化、政策提案を図るため、テーマを絞り、意見交換会開催も考えてみてはどうかと考える。</p> <p>○意見交換会の開催は行われているが、政策提案までにはむすびついていない。</p> <p>○実行されて、町民から理解されている。</p> <p>○説明責任は果たしていると思うが、政策能力の強化と政策提案を図るはどうか？</p> <p>○議会報告会を通して、議会及び議員の政策能力が強化され、政策提案が図られつつあるが、意見交換会の開催回数などについては柔軟にするべきと考える。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>
第4条第6項	<p>（町民参加及び町民との連携）</p> <p>議会は、町のイベント等へ積極的に参加し、町民との連携を図るものとする。</p>	<p>平均点 4.00</p> <p>記入者数 12人</p> <p>合 計 48点</p> <p>1点 0人 2点 0人 3点 4人 4点 4人 5点 4人</p> <p>未記入者 0人</p>	<p>○町イベント等に参加していると思う。</p> <p>○町のイベントには概ね参加している。</p> <p>○行事、イベントへの参加はなされている。</p> <p>○イベントに参加している。</p> <p>○積極的に参加した。《対策》継続してしていきたい。</p> <p>○全て、参加したので高く評価したい。</p> <p>○すべては参加していない。</p> <p>○図っている。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>

『六戸町議会基本条例』評価シート（平成29・30・令和元年度）

	条 文	評 価 点	評 価 の 理 由	議会運営委員会での検証及び議員全員協議会での協議結果
第5条第1項	<p>（町長等と議会及び議員の関係）</p> <p>本会議における議員と町長等の一般質問は、広く町政の論点・争点を明確にするため、原則一問一答方式で行う。</p>	<p>平均点 4. 17</p> <p>記入者数 12人</p> <p>合 計 50点</p> <p>1点 0人 2点 0人 3点 2人 4点 6人 5点 4人</p> <p>未記入者 0人</p>	<p>○実行されている。</p> <p>○一般質問は一問一答方式で行なっている。《対策》継続していく。</p> <p>○一問一答方式で行なわれているので良いと思う。</p> <p>○一問一答は聞いている方にもわかりやすく、質問者もより深く質問できていると思う。</p> <p>○一問一答方式の一般質問</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>
第5条第2項	<p>（町長等と議会及び議員の関係）</p> <p>本会議の一般質問において、町長等は議長の許可を得て、反問することができる。</p>	<p>平均点 3. 00</p> <p>記入者数 10人</p> <p>合 計 30点</p> <p>1点 2人 2点 2人 3点 2人 4点 2人 5点 2人</p> <p>未記入者 2人</p>	<p>○反問が行われたことがない。</p> <p>○反問権は与えているが、一度もおこなった事がない。</p> <p>○反問権があること。《対策》継続していく。</p> <p>○実行されたことがない。</p> <p>○反問の権利はあると思うので、反問することでより深い議論ができるのであればすべきかと思います。</p> <p>○どのように評価していいかわからない。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>

『六戸町議会基本条例』評価シート（平成29・30・令和元年度）

	条 文	評 価 点	評 価 の 理 由	議会運営委員会での検証及び 議員全員協議会での協議結果
第 6 条	<p>（町長による政策等の形成過程の説明）</p> <p>議会は、町長が提案する計画、事業等については、次に掲げる事項の決定過程を明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>（1）総合計画の整合性 （2）関係ある法令及び条例等 （3）政策等に関する財源措置</p>	平均点 3. 1 7 記入者数 1 2 人 合 計 3 8 点 1 点 1 人 2 点 0 人 3 点 7 人 4 点 4 人 5 点 0 人 未記入者 0 人	<p>○町長による形成過程の説明がされている。</p> <p>○その都度、十分に説明している。《対策》継続していくべき。</p> <p>○説明されている。</p> <p>○一般質問で質問する議員もいる。</p> <p>○課題をしぼって各常任委員会でもっと、議論していいのでは思う。</p> <p>○求めていないと思われる。必要であれば積極的に求めていく。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>
第 7 条	<p>（予算・決算における政策説明資料の作成）</p> <p>議会は、予算案及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じ、施策又は事業等の区分により、政策の説明資料を町長に求めるものとする。</p>	平均点 3. 5 0 記入者数 1 2 人 合 計 4 2 点 1 点 1 人 2 点 0 人 3 点 4 人 4 点 6 人 5 点 1 人 未記入者 0 人	<p>○事前に説明会を開いて概要を伝えてくれているので、審議はスムーズに行うことができている。</p> <p>○説明資料が提出されている。</p> <p>○事前説明会を設けて、十分に審議されている。《対策》継続していくべき。</p> <p>○予算・決算とも、事前説明もあり、重点施策が理解できていると評価する。</p> <p>○審議の時間をもうすこし設け説明する。資料ももうすこし細かく分類すべき。</p> <p>○議会前に事前に説明会が開いている。</p> <p>○求めていないと思われるから。必要であれば積極的に求めていく。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>

『六戸町議会基本条例』評価シート（平成29・30・令和元年度）

	条 文	評 価 点	評 価 の 理 由	議会運営委員会での検証及び 議員全員協議会での協議結果
第 8 条	<p>（議会の議決すべき事件）</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の議会の議決事件については、別に定める。</p>	<p>平均点 3.33</p> <p>記入者数 9人</p> <p>合 計 30点</p> <p>1点 1人 2点 0人 3点 4人 4点 3人 5点 1人</p> <p>未記入者 3人</p>	<p>○条例に基づき議決している。</p> <p>○委員会を中心に所管の調査を行なっている。《対策》継続していくべき。</p> <p>○実績がない。</p> <p>○どのように答えていいかわからない。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》</p>
第 9 条 第 1 項	<p>（監視、検証、評価）</p> <p>議会は、町長等の事務の執行について、監視する責務を有する。</p>	<p>平均点 3.58</p> <p>記入者数 12人</p> <p>合 計 43点</p> <p>1点 0人 2点 0人 3点 6人 4点 5人 5点 1人</p> <p>未記入者 0人</p>	<p>○行っている。</p> <p>○議論がなされている。所管事項調査をもっと行うべき。</p> <p>○実行している。</p> <p>○町政等の説明は、議会に十分に伝わっている。《対策》継続していくべき。</p> <p>○議会としては、よくできていると思う。</p> <p>○監視していると思うから。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>

『六戸町議会基本条例』評価シート（平成29・30・令和元年度）

	条 文	評 価 点	評 価 の 理 由	議会運営委員会での検証及び議員全員協議会での協議結果
第9条第2項	<p>（監視、検証、評価）</p> <p>議会は、一般質問に対する町の回答について、その経過等を検証することができる。</p>	<p>平均点 3. 33</p> <p>記入者数 12人</p> <p>合 計 40点</p> <p>1点 0人</p> <p>2点 2人</p> <p>3点 5人</p> <p>4点 4人</p> <p>5点 1人</p> <p>未記入者 0人</p>	<p>○一般質問の検証するべきと思う。一般質問の後、1～2年で町の政策に取り入れている事も多い。</p> <p>○個々での検証は当然だが、必要と思われるものに関しては議員間で討議し、しっかりと検証したうえで、町側の回答を再度得るべきでは。</p> <p>○検証している。</p> <p>○経過等の検証を行った。</p> <p>○追跡・検証もよくできていると評価する。</p> <p>○検証されていないのでは。</p> <p>○一般質問に対してある程度、対応している。《対策》積極的に対応出来る質問をしていく。</p> <p>○検証は行っている。</p> <p>○検証していると思われるから。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>
第9条第3項	<p>（監視、検証、評価）</p> <p>議会は、町民に対し議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、町長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。</p>	<p>平均点 3. 17</p> <p>記入者数 12人</p> <p>合 計 38点</p> <p>1点 1人</p> <p>2点 3人</p> <p>3点 2人</p> <p>4点 5人</p> <p>5点 1人</p> <p>未記入者 0人</p>	<p>○行っていない。</p> <p>○評価していない。</p> <p>○議会だより等で、町民に広く伝えている。《対策》継続していく。</p> <p>○議会広報等を通じて説明している。</p> <p>○議会としては、よくできていると思う。</p> <p>○明らかにしている。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>

『六戸町議会基本条例』評価シート（平成29・30・令和元年度）

	条 文	評 価 点	評 価 の 理 由	議会運営委員会での検証及び議員全員協議会での協議結果
第9条第4項	<p>（監視、検証、評価）</p> <p>議会は、まちづくりの基本構想に基づく総合的計画について、その効果を常に検証し、評価する。</p>	<p>平均点 2.67</p> <p>記入者数 12人</p> <p>合計 32点</p> <p>1点 2人 2点 2人 3点 6人 4点 2人 5点 0人</p> <p>未記入者 0人</p>	<p>○検証・評価されていない。</p> <p>○一般質問、委員会等でベンチ・マークなど検証評価している。《対策》全員協議会でも検証・評価する。</p> <p>○今後は、テーマをしぼり、各常任委員会や全員協議会で課題提起をしながら、議論する場が必要と考える。</p> <p>○第5次総合振興計画の作成年でもあるため、しっかりと全協や一般質問等で検証していきたい。</p> <p>○総合計画について検証は行なったが、もっと深く時間をかけて、検証・評価すべきと思う。一般質問でも検証を行っている。</p> <p>○検証・評価の実行がない。</p> <p>○検証されて、質問されている。</p> <p>○効果について常に検証していないと思われるから。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>
第10条	<p>（自由で活発な討議）</p> <p>議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において審議する場合、議員相互間の自由で活発な討議により、議論を尽くして、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。</p>	<p>平均点 2.33</p> <p>記入者数 12人</p> <p>合計 28点</p> <p>1点 2人 2点 5人 3点 4人 4点 1人 5点 0人</p> <p>未記入者 0人</p>	<p>○常任委員会では時間をもうけて自由討議がなされているが、全協でももっと時間を作ってもよいのでは。</p> <p>○果たされている。</p> <p>○議員間討議を尽くしたとは言い難い。</p> <p>○まだまだと評価する。今後は、テーマをしぼり、各常任委員会や全員協議会で課題提起をしながら、議論する場が必要と考える。</p> <p>○もうすこし議員相互間の議論を尽くすべきと思う。</p> <p>○自由討議が行なわれていない。《対策》議員相互間の議論をする。</p> <p>○活発な討議はされていない。</p> <p>○広報にのせている。</p> <p>○議員相互間での討議が少ない。</p> <p>○議員相互の討議が見られない。今後の対策としては、積極的に議論していく。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>

『六戸町議会基本条例』評価シート（平成29・30・令和元年度）

	条 文	評 価 点	評 価 の 理 由	議会運営委員会での検証及び 議員全員協議会での協議結果
第11条	<p>（議会事務局の体制整備）</p> <p>議会は、議会及び議員の政策形成、立法機能を高めるため、議会事務局の調査、法務機能の充実強化を図るよう努めなければならない。</p>	<p>平均点 2.50</p> <p>記入者数 12人</p> <p>合 計 30点</p> <p>1点 2人</p> <p>2点 3人</p> <p>3点 6人</p> <p>4点 1人</p> <p>5点 0人</p> <p>未記入者 0人</p>	<p>○政策形成、立法機能の充実強化までには至っていない。</p> <p>○勉強会・調査を行い、研修や視察をするべきと思う。研修視察後に、議員間の話し合いが必要と思う。</p> <p>○実績がない。</p> <p>○充実されている。</p> <p>○積極的に研修につとめている。《対策》継続していく。</p> <p>○まだまだと評価する。</p> <p>○努めていないと思われるから。充実強化を図るよう努める。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>
第12条第1項	<p>（議員研修の充実強化）</p> <p>議会は、議員の政策形成並びに立案能力の向上に資する研修の充実強化を図るものとする。</p>	<p>平均点 3.08</p> <p>記入者数 12人</p> <p>合 計 37点</p> <p>1点 0人</p> <p>2点 1人</p> <p>3点 9人</p> <p>4点 2人</p> <p>5点 0人</p> <p>未記入者 0人</p>	<p>○研修を実施している。</p> <p>○積極的に研修につとめている。《対策》継続していく。</p> <p>○議員の資質向上には研修は必要であり、具体的な目標を立て、より有意義な研修に取りくんでいければと思います。</p> <p>○まだまだと評価する。事務局サイドのバックアップに期待したい。</p> <p>○研修会に参加していると思う。もっと委員会研修を行うべき。</p> <p>○研修は行っている。</p> <p>○研修の充実強化までには至っていない。</p> <p>○研修を行なっている。今後の対策としてはさらに強化をする。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>

『六戸町議会基本条例』評価シート（平成29・30・令和元年度）

	条 文	評 価 点	評 価 の 理 由	議会運営委員会での検証及び 議員全員協議会での協議結果
第 1 2 条 第 2 項	<p>（議員研修の充実強化）</p> <p>議会は、議員の資質向上のため、図書 の充実を図るものとする。</p>	<p>平均点 2.50</p> <p>記入者数 12人</p> <p>合 計 30点</p> <p>1点 1人 2点 6人 3点 4人 4点 0人 5点 1人</p> <p>未記入者 0人</p>	<p>○図書の充実機能について、議論しては。 ○図書の活用をしていない。《対策》今後、活用していきたい。 ○図書をもっと利用するようにして政策形成に役立てたい。 ○一般の町民がほとんど利用していないのではないか。今後、図書室をどう有効活用していくべきか議論の余地はあると思います。 ○一考を要する。 ○利用していないので、まだまだと評価する。事務局サイドのバックアップに期待したい。 ○議会図書室など図書の充実は図られていない。 ○図られている。 ○達成されていると思うから。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>
第 1 3 条 第 1 項	<p>（議会広報の充実）</p> <p>議会は、議案並びに議決の情報を町 民に知らせるため、多様な広報手段を 活用することにより、広報活動の充実 を図らなければならない。</p>	<p>平均点 3.67</p> <p>記入者数 12人</p> <p>合 計 44点</p> <p>1点 0人 2点 0人 3点 5人 4点 6人 5点 1人</p> <p>未記入者 0人</p>	<p>○議会だよりを中心に行われているが、今後はSNS等を使った方法も模索していけないか。 ○十分に行っている。《対策》継続していく。 ○議会だよりの発行の外、ネットを使った方法活動に取り組む必要がある。 ○広報活動が充実している。 ○広報紙の発刊 ○十分にできていると評価する。 ○議会だよりを通して情報は知らせているが、各町内会の非会員に対して議会の情報または町からの情報が届いていないところがあるから。今後の対策として、町内会に入会をしていない町民の方々に対し、これらの情報を届ける。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>

『六戸町議会基本条例』評価シート（平成29・30・令和元年度）

	条 文	評 価 点	評 価 の 理 由	議会運営委員会での検証及び 議員全員協議会での協議結果
第13条第2項	<p>（議会広報の充実）</p> <p>議会は、情報発信の一つとして、議会だよりの発行を行い、議会広報活動に積極的に努めるものとする。</p>	<p>平均点 4.25</p> <p>記入者数 12人</p> <p>合 計 51点</p> <p>1点 0人 2点 0人 3点 2人 4点 5人 5点 5人</p> <p>未記入者 0人</p>	<p>○十分にできていると評価する。</p> <p>○さらに充実した議会だよりを制作できるよう研修等も必要ではないか。</p> <p>○広報紙は充実している。</p> <p>○議会だよりの原稿執筆や編集作業など、委員全員が積極的に参加、実践している。あと一歩で、全国コンクールで受賞できれば”5”</p> <p>○議会だよりが、議会終了後発行されている。</p> <p>○議会だより良いと思う。でも、もうすこし工夫が必要と思う。</p> <p>○議会だよりを年4回発行して、議会の広報活動に取り組んでいる。</p> <p>　　《対策》継続していく。</p> <p>○クリニックに参加をしている。</p> <p>○積極的に努めている。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>
第14条第1項	<p>（議員定数）</p> <p>議員定数は、別に条例で定める。</p>	<p>平均点 3.45</p> <p>記入者数 11人</p> <p>合 計 38点</p> <p>1点 1人 2点 2人 3点 3人 4点 1人 5点 4人</p> <p>未記入者 1人</p>	<p>○議論がない。</p> <p>○欠員なし。</p> <p>○議論していない。</p> <p>○議員定数は今のままで良い。</p> <p>○町の情勢に合っている。《対策》社会情勢に対応して検討する。</p> <p>○定数は今の町の状況には合っていると思います。</p> <p>○適正な議員数と思う。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>

『六戸町議会基本条例』評価シート（平成29・30・令和元年度）

	条 文	評 価 点	評 価 の 理 由	議会運営委員会での検証及び 議員全員協議会での協議結果
第14条第2項	<p>(議員定数)</p> <p>議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。</p>	<p>平均点 3.08</p> <p>記入者数 12人</p> <p>合 計 37点</p> <p>1点 1人</p> <p>2点 4人</p> <p>3点 2人</p> <p>4点 3人</p> <p>5点 2人</p> <p>未記入者 0人</p>	<p>○町の情勢に合っている。《対策》社会情勢に対応して検討する。</p> <p>○議員間の中で議論していくのもいいのではないかな。</p> <p>○問題ないと思う。</p> <p>○今後、全国的な視野に立ち、議員のなり手不足など将来に向けて、広く勉強する必要があると評価する。</p> <p>○議論していない。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>
第15条第1項	<p>(議員報酬)</p> <p>議員報酬は、別に条例で定める。</p>	<p>平均点 3.73</p> <p>記入者数 11人</p> <p>合 計 41点</p> <p>1点 0人</p> <p>2点 2人</p> <p>3点 3人</p> <p>4点 2人</p> <p>5点 4人</p> <p>未記入者 1人</p>	<p>○議論していない。</p> <p>○議論がない。</p> <p>○適正と思われる。《対策》社会情勢に対応して検討する。</p> <p>○全国平均値と理解している。</p> <p>○報酬は妥当だと思うのが、政務活動費等のありかたなど検討してみるのもいいのではないかな。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>

『六戸町議会基本条例』評価シート（平成29・30・令和元年度）

	条 文	評 価 点	評 価 の 理 由	議会運営委員会での検証及び 議員全員協議会での協議結果
第15条第2項	<p>（議員報酬）</p> <p>議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。</p>	<p>平均点 3.50</p> <p>記入者数 12人</p> <p>合 計 42点</p> <p>1点 0人 2点 3人 3点 3人 4点 3人 5点 3人</p> <p>未記入者 0人</p>	<p>○必要に応じて検討していけばよいと思う。</p> <p>○改正する必要はないと思う。</p> <p>○十分考慮する。《対策》社会情勢に対応して検討する。</p> <p>○今後、全国的な視野に立ち、議員のなり手不足など将来に向けて、広く勉強する必要があると評価する。</p> <p>○議員報酬の改定の執行部案に対し、議員自身から問題提起があり、議員間討議をしたことがあった。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>
第16条	<p>（議員の政治倫理）</p> <p>議員は、この条例が示す倫理性を常に自覚し行動しなければならない。いやしくも自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことがあってはならない。</p>	<p>平均点 3.67</p> <p>記入者数 12人</p> <p>合 計 44点</p> <p>1点 0人 2点 1人 3点 4人 4点 5人 5点 2人</p> <p>未記入者 0人</p>	<p>○十分に理解し、日々精進していると評価する。</p> <p>○倫理に対して町民から批判されたことがあった。</p> <p>○基本条例の作成で、より明確に倫理性について行動すると思う。</p> <p>○概ね良好</p> <p>○自覚して行動している。《対策》継続していく。</p> <p>○町民の疑惑を招くことがない。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>

『六戸町議会基本条例』評価シート（平成29・30・令和元年度）

	条 文	評 価 点	評 価 の 理 由	議会運営委員会での検証及び 議員全員協議会での協議結果
第17条第1項	<p>（最高規範性）</p> <p>議会は、この条例を、議会運営の最高規範と位置づけ尊重しなければならない。</p>	<p>平均点 3.92</p> <p>記入者数 12人</p> <p>合 計 47点</p> <p>1点 0人 2点 1人 3点 3人 4点 4人 5点 4人</p> <p>未記入者 0人</p>	<p>○自覚されている。</p> <p>○尊重し行動している。《対策》継続していく。</p> <p>○尊重すべき条例であると考え、行動をしていくべきである。</p> <p>○尊重し議会運営がなされている。</p> <p>○十分に理解し、日々精進していると評価する。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>
第17条第2項	<p>（最高規範性）</p> <p>議会は、この条例に定める理念及び原則を遵守して議会を運営し、町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。</p>	<p>平均点 3.67</p> <p>記入者数 12人</p> <p>合 計 44点</p> <p>1点 0人 2点 0人 3点 6人 4点 4人 5点 2人</p> <p>未記入者 0人</p>	<p>○町民に納得してもらえるよう条例を念頭において活動していく。</p> <p>○そのように心掛けている。《対策》継続していく。</p> <p>○議員活動で責任が果たされていると思う。</p> <p>○果たされている。</p> <p>○十分に理解し、日々精進していると評価する。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>

『六戸町議会基本条例』評価シート（平成29・30・令和元年度）

	条 文	評 価 点	評 価 の 理 由	議会運営委員会での検証及び 議員全員協議会での協議結果
第17条第3項	<p>（最高規範性）</p> <p>議会は、議員に対しこの条例の理念を周知浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行うものとする。</p>	<p>平均点 3.50</p> <p>記入者数 10人</p> <p>合 計 35点</p> <p>1点 0人 2点 0人 3点 7人 4点 1人 5点 2人</p> <p>未記入者 2人</p>	<p>○研修されていない。</p> <p>○研修を行った。</p> <p>○条例研修を行っている。</p> <p>○研修されている。</p> <p>○行っている。</p> <p>○選挙後に、条例に関する研修を行った。</p> <p>○条例研修は必要だと思う。さらにきめ細かくやっていただければ、議員としての意識も高まると思います。</p> <p>○十分に理解し、日々精進していると評価する。</p>	<p>≪議会運営委員会での検証結果≫ 従来どおり</p> <p>≪議員全員協議会での協議結果≫ 従来どおり</p>
第18条第1項	<p>（見直し手続き）</p> <p>議会は、この条例が社会情勢の変化及び町民の声に対応しているかどうかを議会運営委員会において、2年ごとに検証するものとする。</p>	<p>平均点 3.58</p> <p>記入者数 12人</p> <p>合 計 43点</p> <p>1点 0人 2点 0人 3点 7人 4点 3人 5点 2人</p> <p>未記入者 0人</p>	<p>○検証は必要である。</p> <p>○今、検証中。≪対策≫継続していく。</p> <p>○検証して来ている。</p> <p>○検証しなければならない。</p> <p>○見直しされている。</p> <p>○検証をしている。</p> <p>○十分に理解し、日々精進していると評価する。</p>	<p>≪議会運営委員会での検証結果≫ 従来どおり</p> <p>≪議員全員協議会での協議結果≫ 従来どおり</p>

『六戸町議会基本条例』評価シート（平成29・30・令和元年度）

	条 文	評 価 点	評 価 の 理 由	議会運営委員会での検証及び 議員全員協議会での協議結果
第18条第2項	<p>(見直し手続き)</p> <p>議会は、前項による検証の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>平均点 3.42</p> <p>記入者数 12人</p> <p>合 計 41点</p> <p>1点 0人 2点 0人 3点 8人 4点 3人 5点 1人</p> <p>未記入者 0人</p>	<p>○されている。</p> <p>○改正は行なわれている。</p> <p>○条例の改正を行った。</p> <p>○賛成で、いつでも対応可能である。《対策》継続していく。</p> <p>○検証結果をもとに、どれだけ深い議論がなされるかが重要になると思います。</p> <p>○十分に理解し、日々精進していると評価する。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>
第19条	<p>(委任)</p> <p>この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p>	<p>平均点 3.22</p> <p>記入者数 9人</p> <p>合 計 29点</p> <p>1点 1人 2点 0人 3点 6人 4点 0人 5点 2人</p> <p>未記入者 3人</p>	<p>○必要な事項は細則などを作り、適切に運用すべき。</p> <p>○改選後の議長選挙及び副議長選挙は選挙（立候補）にて行うことを明記すべき。</p> <p>○検証することによって、見えてくるものもあると思うので、必要に応じて議論できればと思います。</p> <p>○柔軟に対応している。《対策》継続していく。</p>	<p>《議会運営委員会での検証結果》 従来どおり</p> <p>《議員全員協議会での協議結果》 従来どおり</p>